

平成30年8月21日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会
会長 西山 要耕

雁木の保存を考えたまちづくりについて（意見書）

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、雁木の保存について自主的に審議した結果、下記のとおり提出いたします。

記

雁木は、雪国高田で生活していくために必要不可欠なものであると同時に、居住者が私有地を提供し合いながら、公共の目的で活用するという、先人から受け継がれてきた互助の精神で成り立っています。そのような歴史と文化とともに、親から子へ、子から孫へと世代を超え、みんなで雁木を守ってきた経緯があることから、雁木には「高田の心」が凝縮されていると言っても過言ではありません。

この「高田の心」というべき、高田らしさを生み出す貴重な遺産である雁木を後世に残していくためには、保存に留まらず、雁木の活用も視野に入れたまちづくりを行っていく必要があると認識しております。

しかしながら、雁木を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、現状は雁木の減少を食い止められていない状況です。これらの現状を打開するためには、市の更なる積極的対応がなければ、日本一の総延長を誇る雁木の衰退が今後も進むのではと心から危惧しております。

つきましては、その解決策を以下のとおり提案します。

1. 上越市がリーダーシップをとり、次のことを行う。
 - (1) 歴史的文化的遺産である雁木の大切さを認識してもらい、後世まで残していくという市民の機運を高めるため、市として「雁木の保存宣言」を行う。
 - (2) 長い歴史の中で守り続けてきた雁木を、今後も継続し保存活用していくために必要な「基本計画」及び「実施計画」を策定する。
 - (3) 雁木の保存に関する明確な目的や制限行為などを記した「規則」を制定する。
また、雁木の柱や外壁等における形状、大きさ、色彩などについて、現状ではバラバラであることから、雁木の保存及び景観に関しての統一した「ガイドライン」を制定する。

2. 上越市として、雁木が比較的良く残存している地域を「モデル地区」または「優良地区」として指定し、重点的に整備し、活用する。
 - (1) 雁木が残存している地域を「モデル地区」または「優良地区」として指定し、財政的支援を含めた整備や活用に必要な諸施策を作成、実施する。
 - (2) 雁木の保存を実現するため、上記諸施策の作成、実施する際は、関係町内会等と連携するとともに、雁木に関わる市関係部局の横断的体制により、保存に向けた必要な対応を講じる。